

建設残土の再利用と不適正処理防止の為抜本対策検討へ



国土交通省は建設工事に伴う発生土のリサイクル促進と残土放置などの問題に対応するため「建設発生土利用法」の制定や指定処分などの徹底など再利用と不適正処理防止対策の抜本的な検討に着手しました。

現在、建設工事で現場から搬出される発生土の内、工事間の利用や再資源化施設で改良されるものは29%にとどまり、残りの約70%は低地盛土や処分場の覆土、採取跡地の埋め立てなどで受け入れており、一部で不正投棄や蓄積残土の崩壊など不適正処理でトラブルが生じています。

特に発生土の約9割が公共事業で発生していることから、同省では「発生土有効検討会」を設置、場外搬出量を削減するため工事計画段階からの調整や場内利用を促進する新工法の活用を検討し、市町村を含めた公共事業発注者の行動計画として取り組むことにしました。発生土の再利用を勧めるため建設資源広域利用センターや建設発生土情報交換システムを改善、加入率の低い市町村の参加を要請します。

また、山砂など新材利用の抑制や発生土の有効利用を勧める入札方式の活用、再利用用途を拡大するための技術開発の促進ために「建設発生土利用促進法」の制定、さらに不適正処理業者の処分や残土堆積の抑制策、汚染土壌や廃棄物混入土対策などを検討するもので、7月中旬をめどに行動計画を作成する予定です。

資料:平成15年4月28日付 日刊工業新聞

環境企画課 永井絢子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

